

【書 評】

佐々木保幸著

『現代フランスの小売商業政策と商業構造』

(同文館出版, 2011年6月刊)

加藤 義 忠

I

現代流通経済に関する外国研究, なかでもヨーロッパ流通研究が比較的少なく, 文献・資料等の大きな制約のある状況下で, 関西大学経済学部教授の佐々木保幸氏が『現代フランスの小売商業政策と商業構造』(同文館出版刊行, 2011年6月刊)と命名された労作を上梓された。なお, 氏は本書を基に論文博士(経済学)を取得された。

佐々木氏の専攻は流通経済論と流通政策論であり, 流通や商業, マーケティングを含めて広範囲に研究を進められているが, とりわけ日本とフランスの流通・商業政策の解明を中心に試みられている。本書では, 欧米で独特の存在感を発揮しているフランス, それも戦後フランスにおける小売商業政策の特質と小売商業構造の変化を対象として, それらの相関関係あるいは作用反作用の関係を明らかにすることを目指され, 同時に現代流通と国家との関連も一層具体的に解明することを意図される。

本書の篇別構成は下記のとおりである。

まえがき

序章 フランス小売商業政策の分析視角

- 1 本書の課題と分析視角
- 2 流通政策の2つの型
- 3 欧米の流通政策
- 4 外国小売商業政策研究の意義
- 5 本書の構成と今後の課題

第1章 戦後フランスの小売商業構造の変化

- 1 戦後の経済・社会の変化と小売商業
- 2 ハイパーマーケットの成立

- 3 ハイパーマーケットの成長と小売商業構造の変化
- 第2章 ロワイエ法の制定
 - 1 ロワイエ法の制定
 - 2 ロワイエ法の内容
 - 3 ロワイエ法の運用状況 (1974年～1984年)
- 第3章 ロワイエ法の規制緩和と1980年代の小売商業構造の変化
 - 1 ロワイエ法における大型店出店調整政策の規制緩和
 - 2 業種別企業数および店舗数の動向
 - 3 業種別従業者数および年間販売額の動向
- 第4章 ロワイエ法の規制強化とラファラン法の制定
 - 1 1990年および1993年のロワイエ法改正と規制強化措置
 - 2 ラファラン法の制定
 - 3 ラファラン法施行後のフランス小売商業政策
- 第5章 低成長期以降のフランス小売商業を取り巻く環境変化
 - 1 人口統計上の変化
 - 2 消費構造の変化
 - 3 耐久消費財の普及と女性の社会進出
 - 4 小売商業を取り巻く環境変化と小売商業構造の変化
- 第6章 1990年代における小売商業構造の変化
 - 1 小売商業を取り巻く環境変化
 - 2 主要指標にみる小売商業の動向
 - 3 大規模小売商業の動向
- 第7章 ラファラン法の運用状況とフランス小売商業政策の変容
 - 1 ラファラン法の運用状況
 - 2 2000年以降の小売商業構造の変化
 - 3 フランス小売商業政策の転換—ラファラン法から経済近代化法へ—
- 補章 カルフルとウォルマートの小売マーケティング
 - 1 カルフルの成長とロワイエ法
 - 2 カルフルの小売マーケティング
 - 3 ウォルマートの成長
 - 4 ウォルマートの小売マーケティング
 - 5 カルフルとウォルマートの若干の比較

以上が本書の篇別構成であるが、以下において本書の内容をごくごく簡潔に紹介し、最後に若干の要望を申し述べようと思う。

II

序章「フランス小売商業政策の分析視角」では、商業論や流通論の対象や方法に基づく本書の課題や問題意識等が、拙著『現代流通経済の基礎理論』（同文館出版、1986年）第4章で展開した現代流通と国家の関係・介入に刺激を受けて披瀝されている。そして、フランス小売商業政策を分析する際の基礎視角となる流通政策の概念について把握し、フランスや日本などに代表される国家の流通内容への主たる介入型と良い大型店規制型と、フランス以外のイギリスやドイツやアメリカに代表される国家の流通形式への基本的介入型と良い街づくり型といった政策の2つの型を抽出される。

伝統的に国家の経済活動への介入が強いと言われるフランスを対象として取り上げられる意味について、佐々木氏は次のように的確に書かれている。

「フランスの小売商業政策ないし流通政策は、流通活動の内部への介入を中心としながら、流通活動の外部へも関与しつつ展開してきた。したがって、小売商業政策研究あるいは流通政策研究に対して、フランスは流通活動に対する国家の介入の二面性を同時に提示するのである。その意味で、小売商業政策研究あるいは流通政策研究にとって、フランスは格好の素材を提供するのである」（佐々木保幸著、4-5ページ、以下のページ数も本書からのものである）。

第1章「戦後フランスの小売商業構造の変化」では、フランスの「流通近代化」を促進した経済的・社会的背景を析出し、スーパーマーケットやハイパーマーケットのような新しい小売業態が急成長したことによって生じた小売商業構造の変化を明らかにされている。その変化のなかでも、最大のもは独立中小零細小売業の衰退という問題であった。

第2章「ロワイエ法の制定」では、戦後フランスの「流通近代化政策」を取り上げ、ハイパーマーケット等の急成長を支えた小売商業政策を考察した後に、急激な小売商業構造の変化に対応すべく制定されたロワイエ法を検討している。ここではロワイエ法の内容や運用の分析を通じて、フランスにおける小売商業政策の特質を明らかにされている。

第3章「ロワイエ法の規制緩和と1980年代の小売商業構造の変化」では、フランス経済や社会の変化を背景に進められたロワイエ法による大型店の出店規制の緩和を検証し、その下で進化した小売商業構造の新たな変化を解明されている。

第4章「ロワイエ法の規制強化とラファラン法の制定」では、反対に1980年代後半の小売商業構造の急速な変化に対応すべく採られたロワイエ法による大型店の出店規制強化政策を考察されている。この時期における一連のロワイエ法規制強化策は、同法を大幅に改正したラファラン法の制定に結実する。本章では、このラファラン法の特質も析出している。

本書では、小売商業構造に影響を与える環境要因として小売商業政策ないし流通政策を重視されているが、それだけではなく、経済状況や社会的変化が小売商業構造に及ぼす影響も大き

いから、第5章「低成長期以降のフランス小売商業を取り巻く環境変化」では第1次石油危機以降のフランスにおける経済的・社会的諸変化を分析されている。

第6章「1990年代における小売商業構造の変化」では、1990年代以降におけるフランスの経済的・社会的諸変化やラファラン法施行下において進行した小売商業構造の変化を論究されている。

第7章「ラファラン法の運用状況とフランス小売商業政策の変容」では、同法施行後10年間の法運用状況を分析されている。そして、近年転換期を迎えたフランス小売商業政策について考察している。経済近代化法(LME法)の制定にともなって、フランス小売商業政策はロワイエ法以来の大型店の出店活動を規制する調整政策を変化させるようになったが、ここではこの政策転換の意味と内容も検討される。

補章「カルフルとウォルマートの小売マーケティング」では、ロワイエ法等の大型店出店規制政策の運用によって影響を受ける大規模小売企業の経営戦略を析出される。主要には、フランス最大の大規模小売企業であるカルフルの経営活動について、小売マーケティングの側面を中心に論じられるが、大型店出店規制政策の影響をいっそう鮮明に認識するために、国家レベルでは同様の政策を持たないアメリカの大規模小売企業であるウォルマートを、比較対象として研究している。

以上において、小売商業政策が現実の諸矛盾を反映して制度化され、現実の小売商業構造に対してある程度変化要因を与える効果を発揮し、逆に現実の小売商業構造の変化が小売商業政策の変化を促すという、相互作用の関係が確認された。小売商業政策は、マクロレベルでの小売商業構造変化を招来させるのみならず、ミクロレベルでも多大な影響を及ぼすので、大規模小売企業の活動にとって、無視できない環境要因となるわけである。この点については、補章においてフランスを代表する大規模小売企業(カルフル)を取り上げてより具体的に検証されている。

以上が本書の概要であるが、佐々木氏は現代フランスの小売商業構造の変容と関連づけながら小売商業政策の展開を精緻かつ丁寧に論及され、まさに玄人好みの分析をされている。この点は、まずもって正當に評価されなければならない。

ただ、若干要望する点がある。現代フランスの小売商業だけではなくさらに戦前にまでさかのぼり、さらに今日にまで拡張して卸売業やマーケティング活動をも包含した流通機構全般およびその周辺にまで対象を拡大して論究して欲しいということである。それだけではなく、現下において佐々木氏の研究の軸をなしている日本だけではなく欧米をも含めて、一層広範で国際化や情報化等をも視野に入れた緻密な比較研究を行い、そこに貫く小売商業の相互連関や発展に関する法則性の解明を望みたい。

このことに関しては、佐々木氏自ら序章のところで今後の研究課題として一層詳細に指摘されておられるから、そっくり引用して結びする。「第1に、フランス小売商業政策研究をいっ

そう精緻化するためにも、戦前の政策と経済近代化法等を考察しなければならない。第2に、フランスの小売商業政策にかかわってくる競争政策や都市政策、社会保障政策等の研究も進める必要がある。第3に、カルフルに代表されるフランスの大規模小売企業は国内外出店活動を積極的に展開しているので、小売業『国際化』論の成果にも依拠しながら、さらにこの領域の研究も進めたい。ロワイエ法やラファラン法を通じて大型店出店活動に直接的な規制を行うフランスにおいて、大規模小売企業は国外への出店活動、換言すれば資本輸出を志向せざるをえなくなる。それゆえ、フランスの大規模小売企業の国際的事業活動に対する研究は、小売業『国際化』論を精緻化させることになるだろう。第4にフランスにおける小売業態発展に関する研究も重要である。佐藤肇氏は『流通産業革命』において、アメリカを素材に百貨店以降の小売業態の発展を分析された。確かに、近代小売業の発展はアメリカに負うところが大きい、百貨店を最初に成立せしめたのはフランスであり、戦後もスーパーマーケットの派生形態としてのハイパーマーケット等を生成・発展させた。つまり、資本主義国に共通する近代小売業の発展傾向と特殊フランス的な小売業の発展傾向を明らかにすることが求められるのである。この課題に対する研究は、小売業の発展法則を解明する作業にもつながろう。第5に、フランスにおける大規模小売企業の小売マーケティングについて、事例研究を進化させることも必要である。この点は第3の課題とも関連している。比較的大型店出店規制政策が厳しいフランスにおいて、大規模小売企業がいかなる小売マーケティングを志向し実践してきたかという問題は、同時に小売マーケティングの一般的特質と特殊フランス的特質を解明する研究にもなる。これらの諸課題を究明していく作業は、本書における研究の後に取り組むことにしたい」（18-19ページ）。

上で記したように、本書には今後に残された多くの課題はあれ、労作の名に恥じない立派な作品であることは間違いない。本書が、1人でも多くの人に読まれることを願ってやまない。

【附記】

去る、2012年5月27日、関西大学商学部名誉教授の加藤義忠先生が逝去されました。本稿は加藤先生のご遺稿になります。ここに、謹んでご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご闘病中にもかかわらず拙著の書評をおまとめ頂き、ご指導を賜りましたこと心より御礼申し上げます。

関西大学経済学部教授 佐々木保幸